1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="4">都市公園の占用許可
都市公園の占用許可の変更の許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="4">都市公園法　第６条第１項、第３項
那覇市公園条例施行規則　第５条　第７条</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="5">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="5">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="5">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。
別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準
設定年月日</td><td>昭和31年4月20日
(都市公園条例制定日)</td><td>審査基準
最終変更年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
期間(　15日　)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間
設定年月日</td><td>昭和45年７月11日
(那覇市公園条例施行規則制定日)</td><td>標準処理期間
最終変更年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="4">都市みらい部　公園管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

都市公園法　第７条

第七条　公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認めれるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

二　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

三　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けれられるもの

四　郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

五　非常災害に察し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物

六　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設